

府中町有料広告掲載実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中町が発行する印刷物等への有料広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げる対象基準に該当するものとする。

- (1) 概ね1万部以上を配布する印刷物。
- (2) 前号に掲げるもののほか、広告媒体として活用可能なもの。
- (3) その他町長が認めるもの。

(掲載の基準)

第3条 広告の掲載に関する基準は、町長が別途定める。

(実施要領)

第4条 広告媒体ごとの実施要領は、町長が別途定める。

(広告掲載の位置等)

第5条 広告に関する次に掲げる事項は、あらかじめ町長が指定する。

- (1) 掲載位置及び掲載の範囲
- (2) 掲載回数
- (3) 掲載規格

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料は、広告の掲載経費、広告媒体の種類や掲載位置、広告掲載の期間、広告の掲載規格、広告の効果及び広告の市場価格等勘案し、町長が定めたものとする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、原則として公募するものとし、広告することができる申し込みが募集数を超えたときは抽選とする。また、申込者にはこのことをあらかじめ周知するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者は、広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、指定する期限までに町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 町長は前条の申込書を受理した後、速やかに広告内容を審査等委員会において審査を行って掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書をもって申込者に通知するものとする。

2 町長は前項に定める審査等委員会の審査において、掲載することができる申し込みが募集数を超えたときは、公開の抽選を行ったうえで当該抽選の当選者に対し、前項に定める通知を行うものとする。この場合において、3人以内の補欠者を定めることができる。

3 広告掲載決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、町長が指定する日までに掲載しようとする版下原稿及び次条に定める広告掲載料の領収書の写しを提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載料を町長が指定する期日までに全納するものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、掲載した広告内容について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第9条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、広告媒体の編集、発行等上の支障があるとき、町長が指定する期日までに版下原稿を提出されなかったとき、又は広告掲載料を納付されなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第13条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、自然災害等、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

2 前項ただし書きにより還付する広告掲載料には、利息を付さない。

(その他)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年8月2日から施行する。